

第5回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

日時 令和7年8月6日(水)

14:00～

場所 航空会館ビジネスフォーラム502号室
及びオンライン

○菅原補佐 定刻となりましたので、ただいまより「第5回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催いたします。構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜りありがとうございます。本日の会議でWebにて御参加いただいている構成員におかれましては、御意見、御質問等の御発言がある場合は、「手を挙げる」ボタンをクリックしていただき、座長からの指名を受けてから御発言いただくようお願いいたします。また、御発言いただくとき以外は、マイクをミュートの状態としていただくよう御協力をお願いいたします。

前回開催から、構成員や事務局に一部変更がありますので、初めに御紹介いたします。全国歯科技工士教育協議会から池田正臣構成員です。

○池田構成員 よろしくお願ひします。

○菅原補佐 日本補綴歯科学会から大久保力廣構成員です。なお、大久保構成員は本日御欠席のため、小峰太参考人に御出席いただいております。

○小峰参考人 小峰です。よろしくお願ひいたします。

○菅原補佐 また、これまで全国歯科技工士教育協議会会長として、構成員として御参画いただいていた大島克郎先生につきましては、厚生労働科学研究において、歯科技工士の必要数の推計を御担当されている観点から、今回から専門委員に着任していただいております。

本日の出席状況ですが、会場には、赤川構成員、池田構成員、小畑構成員、陸構成員、末瀬構成員、寺島構成員、濱田構成員、森野構成員、笠井専門委員、野崎専門委員、松井専門委員の計11名、オンラインで、白井構成員、柳澤構成員、大島専門委員、小峰参考人の計4名の御出席を頂いております。なお、小峰参考人におかれては、事情により途中で中座されると伺っております。

事務局についても一部変更がありましたので、紹介いたします。医政局医政、口腔健康管理、精神保健医療、訪問看護、災害対策担当審議官の榊原です。

○榊原審議官 担当審議官の榊原です。よろしくお願ひいたします。

○菅原補佐 歯科保健課課長補佐の奥田です。

○奥田補佐 よろしくお願ひいたします。

○菅原補佐 歯科保健課課長補佐の井上です。

○井上補佐 井上です。よろしくお願ひいたします。

○菅原補佐 そして私は、歯科保健課課長補佐の菅原です。また、本日はオブザーバーとして、文部科学省高等教育局医学教育課の赤岩課長補佐に御出席を頂いております。

それでは、事務局を代表いたしまして、医政、口腔健康管理、精神保健医療、訪問看護、災害対策担当審議官の榊原より御挨拶申し上げます。

○榊原審議官 皆様、本日はお暑い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。闊達な議論がなされることを期待しております。一言、御挨拶申し上げます。

本日は大変御多用の中、第5回歯科技工士の業務のあり方に関する検討会に御出席を賜

りまして、誠にありがとうございます。また、平素より我が国の医療行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。我が国は、生活環境の改善や医学の進歩等により、平均寿命が急速に延びまして、今や世界有数の長寿国となっております。このため、人生 100 年時代に向けて高齢者の口腔機能の維持向上を図っていく観点から、入れ歯等を製作する歯科技工士の重要性がますます高まっていくと考えているところでございます。また、今年の、いわゆる骨太の方針では、初めて歯科技工士の離職対策を含む人材確保、歯科技工所の質の担保というものが記載されたところでございます。このように、歯科技工士を取り巻く状況が変化する一方で、歯科技工士の業務従事者の減少ですとか、高齢化などの課題もあることから、歯科技工士の業務のあり方等に関して、具体的な検討を行うため、令和 3 年に本検討会を設置いたしました。

本日第 5 回目からは、歯科技工士の必要数の推計、それから歯科技工所の質の担保について議論を開始するということとしてございます。国民の多様なニーズに応じて、より質の高い安全・安心な歯科医療が提供できるよう、各構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○菅原補佐 今回の検討会は公開となっておりますが、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。続いて配布資料ですが、会場で御参加の構成員の皆様のお手元にはタブレット端末を御用意しております。オンライン参加の構成員の皆様には、事前にメールでお送りしておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。議事次第、構成員名簿のほか、資料 1、参考資料 1～4-2 をお配りしております。

それでは、以降の進行について赤川座長、よろしくお願いいたします。

○赤川座長 皆さん、こんにちは。座長を拝命しております赤川です。大変、本当に暑期中をご参集いただき、またオンラインでご参加いただき、ありがとうございます。先ほど審議官も言われたように、今日は大事な論点が幾つもありますので、皆さんの御意見をしっかり聞いて進めないといけません。一方で、2 時間という時間ですので、どうか円滑かつ活発な議論をよろしくお願いいたします。それでは座って議事を進行させていただきます。

今日は、資料 1 に基づき、議論を行いたいと考えています。まず資料 1 については、議論いただく内容が大きく 3 つに分かれています。それぞれについて、まず事務局から資料を説明してもらった後に、議論に入る形で進めていきたいと思えます。それでは、事務局から、まず 1 つ目の内容、今後の進め方について資料の説明をよろしくお願いいたします。

○奥田補佐 事務局です。そうしましたら、資料 1「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討の進め方(案)」について御説明申し上げます。まず、「これまでの議論の状況」で、平成 30 年から議論しておりました歯科技工士の養成・確保に関する検討会の概要及び報告書の抜粋ですが、その中で今後の歯科技工士の業務のあり方については、引き続き検討するとされているところです。そのような中で、今後のスケジュールが示されており、今

回は現状が変わっておりますので、その点も踏まえて今後の進め方等について御議論いただく予定としております。

「歯科技工の現状」という所です。これまでの歯科医療提供体制の検討会や骨太の方針の中で、歯科技工士の人材確保、あるいは歯科技工士の質の担保について盛り込まれているところです。そのような中で、歯科技工士の数などについては、令和 6 年の歯科技工士の免許登録者数は 12 万 5,093 人、そのうち業務従事者数は 3 万 1,733 人であり、業務従事者の割合というのは令和 6 年では 25.4%という状況です。

続いて、年齢階級別の歯科技工士数の年次推移です。50 歳以上の方が増加しており、令和 6 年で 56.0%という状況となっております。性別で見ますと、女性の占める割合が増加しており、令和 6 年で 23.5%、年齢階級別に性別の割合を見ますと、女性が占める割合は特に若い年齢階級で増加しており、25 歳未満では平成 30 年以降半数を超えているという状況です。また、就業場所別就業歯科技工士数につきましては、令和 6 年で見ますと、「歯科技工所」が最も多く、約 74%の方が歯科技工所に勤務されているという状況となっております。一方、「病院・診療所」につきましては減少傾向で、令和 6 年では 7,723 人となっております。

続いて、都道府県別(人口 10 万対)の業務従事者数のグラフです。およそ、どの都道府県でも 10~40 人辺りで推移している状況です。続いて、歯科技工所についてです。規模別の歯科技工所数の推移ですが、近年は、ほぼ横ばいであり、規模としては「1 人」の歯科技工所が 7 割以上という状況となっております。

少し飛ばして、歯科技工士養成施設についてです。減少傾向であり、また入学者についても減少傾向であるという状況となっております。また、都道府県別に見ますと、歯科技工士養成施設が存在する都道府県は 29 都道府県で、存在しない都道府県もあるという状況となっております。歯科技工士の就業者率についてです。性別・年齢階級別に見たグラフですが、性別・年齢階級別に就業者率を見ると、特に 20 歳代での就業者率は、「24 歳以下」で男性、女性それぞれ半数以上という状況で、ほかの年齢階級に比して高い状況となっております。歯科技工士の離職の年齢及び理由に関してです。20 代で離職している方がいらっしゃって、その理由として「給与・待遇」だったり「仕事内容への不安」が上位を占めるという状況です。また、専門職の業務の実態調査の速報の結果ですが、その中でも問題となっていることとして、先ほどの調査の結果と同様の傾向が見られる状況です。

参考として、直近の歯科疾患実態調査の結果をお示ししております。歯科技工を取り巻く状況として、診療行為別レセプト 1 件当たり平均点数を示しているものですが、「歯冠修復及び欠損補綴」につきましては 15 歳以上でその割合が最も大きくなり、年次推移を見てみますと、一部の年齢で、令和 6 年は令和元年に比べると増えている年齢階級もあるという状況となっております。歯冠修復・歯冠補綴の実施状況を見ますと、CAD/CAM に関する内容については増加傾向にある状況で、有床義歯の製作状況に関して見ますと、令和 2 年に大幅に減少し、近年は増加傾向にあるものの、平成 26 年と令和 6 年を比較します

と、「局部義歯 1 歯から 4 歯まで」を除くと減少している状況です。こちらのグラフについて 55 歳以上で見ますと、全体として減少傾向ですが、「局部義歯 1 歯から 4 歯まで」では増加しており、また「75 歳～84 歳」「85 歳以上」の年齢階級では、どの有床義歯の区分でも算定回数は増加傾向となっているとの状況です。

ここからは、過去の報告書に基づいての現状です。まず、歯科技工士の業務モデル、業務形態などに関するものですが、労働契約書や就業規則といった歯科医療機関と歯科技工所の契約書という観点で申し上げますと、契約の実施状況で見ると、そういう契約を取り交わしていない所が 8 割程度という状況となっている。業務形態に関しましてはモデル事業を実施しており、その中で、この資料にあるような取組を行っているところです。また、歯科技工所間の連携で申し上げますと、複数の歯科技工所がかかわる歯科技工については、それぞれの歯科技工所に歯科医師の指示が必要とされております。歯科技工所間での連携の実施状況につきましましては、左のグラフを見ていただきますと、連携を行っている歯科技工所数の割合で、いわゆる一人歯科技工所では連携している歯科技工所が「0 箇所」が最も多く、それ以外の歯科技工所につきましましては「1 箇所」が最も多いという状況でした。また、右のグラフにありますように、連携を行っている歯科技工所数は、20 施設以下が大半という状況でした。

続きまして、歯科技工指示書及び歯科技工録などに関するものです。まず、歯科技工指示書につきまして、保存方法を見ますと、手書きで「紙媒体」が最も多いとの状況となっております。さらに歯科技工録につきましましては、左が令和 2 年、右が令和 6 年の調査の結果で、「作成していない」という方が左では 42.4%、右は歯科技工所の規模にもよりますが、23.5%～35.7%ぐらいの間であるという状況です。歯科技工録に関しましては、平成 24 年の医政局長通知の中で、この歯科技工録の例をお示ししておりますが、これに関しまして CAD/CAM などの近年普及している技術が想定されていないという状況となっております。

続きまして、養成・確保に関する検討会報告書の中の業務のあり方、業務範囲などに関する内容に関してです。診療室のチェアサイドにおける立ち会いに関しまして、令和 2 年の調査の結果ですが、診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約 82%である。その内容としては、「シェードテイキング」が 78.8%で最も多いという状況でした。また、訪問歯科診療先への帯同につきましましては、経験のある方は約 17%。その内容としては「有床義歯製作・修理時に立ち会う」というのが最も多い状況でした。歯科技工所の質の担保に関しましては、無届の歯科技工所対策として、これまでも周知、対応などの依頼をしてきているところです。その中に管理番号を付して Web サイトへ掲載するように都道府県等に周知してきており、掲載のある都道府県のリンク先につきましましては、厚労省の Web サイトからもリンクを掲載している状況です。

ここまでを踏まえて、「今後の進め方」について論点を 4 つお示ししております。まず 1 点目。これらの状況等を踏まえ、歯科技工士の必要数について検討することとしてはど

うか。2 点目、歯科技工を行う場所やチェアサイドにおける業務を含む歯科技工士の業務等について、現行で実施可能な内容の整理も含め、そのあり方(必要な教育も含む。)について検討することとしてはどうか。3 点目、歯科技工士の人材確保対策や歯科技工の業務の効率化も含めた業務形態、業務内容に応じた構造設備基準や歯科技工所間連携を含む歯科技工所のあり方等について検討することとしてはどうか。4 点目、歯科技工所の開設の届出を行っていない無届の歯科技工所の存在が報告されていることをふまえ、国民に安心・安全な補綴物等を提供する観点から、歯科技工所の質の担保のための対策について検討することとしてはどうか。以上、4 つの論点を示させていただいております。事務局からは以上です

○赤川座長 ありがとうございます。スライド 53 に示されている本日の論点①の「今後の進め方について」の内容について事務局から説明があったわけですが、議論に入る前に、これらについて、まず、御意見でなく御質問があったらしてください。御質問がなければ御意見を頂きたいと思いますが、まず御質問はございませんか。オンラインの先生方も大丈夫ですか。柳澤構成員、どうぞ。御発言ください。

○柳澤構成員 西多摩保健所の柳澤です。スライドの 6 枚目だったかと思いますが、これまで話を進めてきた広告のガイドラインの進捗について、各保健所のほうではガイドラインが出るものと思っはいますけれども、まだ案のレベルで本体のものが出ていないかと思ひます。そこの進捗について教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○赤川座長 事務局、お願ひします。

○奥田補佐 事務局です。頂いた点ですが、昨年度、本検討会における御議論を踏まえまして広告ガイドラインを取りまとめ、現在、発出に向けて省内で調整しているところです。できるだけ早期に発出できるよう進めてまいりたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

○赤川座長 柳澤構成員、よろしいですか。

○柳澤構成員 ありがとうございます。

○赤川座長 ほかにありますか。ないようでしたら、今後の進め方についての議論に入っていきたいと思ひます。先ほどのスライド 53 を見せていただけますか。ここに論点が 4 つ示されています。1 つ目の論点で、歯科技工士の必要数について検討してはどうかということですが、この検討に対しての御意見を頂きたいと思ひます。いかがでしょうか。御自由にどうぞ。末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 末瀬です。これは以前から申し上げてきたことですが、必要な人数が分からないと、今、入学している学生が少ないのか多いのか。あるいは、就業されている歯科技工士さんの数の適正と言うとおかしいですけれども、それがそのままでいいのかどうか。そういったことが何も始まらないので、是非、必要性について検討していただきたいと思ひます。

以前、大分前ですけれども、渡辺先生が全技協の会長をされておられたときに研究されたものがあります。これは必要数でなくて予想数です。就業される歯科技工士の予想数を、同窓会がきちっとしている歯科技工士学校を対象に調査したことがあります。しかし、顧みますと、今は当時とは大きく乖離している現状ですので、これは早々に本当に必要な歯科技工士の予想数を出していただきたい。もちろん、少子化というのもございます。また、歯科技工士の業務についても、今までのいわゆるアナログ的なものから、デジタルが少しずつ入ってきている中で業務形態も変わってきているので、そういったことも加味して、是非、この必要数についての検討はしていただきたい。そういうふうに思います。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。ほかに検討についての御意見は、いかがでしょうか。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 ありがとうございます。私もこの必要数について検討するのは非常に重要だと思います。ただ、その一方で、これはどうやって出すかも、また難しいところがあると思います。補綴装置が先ほどのスライドの中でも一部減少している中で、CAD/CAM は増えています。それから、調査していく中で現在の歯科技工士の年齢も 50 歳以上が 56% ということで、そうすると私の周りでもそうですが、歯科技工士としてはやっているけれども、現役時代の 3 分の 1 とか 4 分の 1、もっと極端に言えば月に入れ歯を 1 個作る、2 個作る。それも歯科技工士の数としてカウントされるわけで、そこら辺のところまで踏まえて調査したり評価する。そういったこともしっかり理解した上でやらないといけないことも指摘しておきたいと思います。以上です。

○赤川座長 なるほど、分かりました。ありがとうございます。ほかに御意見はないでしょうか。ないということであれば、検討していくことで了解いただいたということで、よろしいですか。中座される小峰参考人、御意見はございますか。

○小峰参考人 ありがとうございます。この論点の①についてではないのですが、その後の論点について発言させていただきたい。

○赤川座長 間に合いますか。

○小峰参考人 間に合えば、そこで。

○赤川座長 間に合わないということなので。

○小峰参考人 間に合うか分かりませんが、そのときで結構ですけど。

○赤川座長 いや、間に合いそうにないので、今、言ってください。

○小峰参考人 ありがとうございます。本日、急な所用で中座させていただくことになり申し訳ございません。本日の論点の④にある歯科技工所の質の担保についてですが、頂いた資料を見ますと、歯科技工所に関する開設の届出の認知度が非常に低いという実態に危機感を覚えています。無届の歯科技工所においては、ここに書かれているように安心して安全な補綴装置等の提供に関する観点に加えて、歯科技工士の労働環境の面でも様々な問題が生じる可能性があると思います。

さらに、歯科医師の立場から申し上げますと、補綴装置等の最終的な責任を負うのは歯科医師になりますので、そのためにも歯科技工士の届出の有無を確認し、届出証明書の提示を求めることが極めて重要なことになるかと思います。歯科技工士の質の担保にはこの届出と届出証明書の提示が必須と考えています。この問題の重要性をお考えいただいて検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。次にいきたいと思います。2 つ目の論点ですが、歯科技工を行う場所やチェアサイドにおける業務を含む歯科技工士の業務等について、現行で実施可能な内容の整理も含め、そのあり方(必要な教育も含む。)について検討するということですが、この検討についての御意見を頂けますでしょうか。いかがでしょうか。検討を進めていくということで、よろしいでしょうか。森野構成員、どうぞ。

○森野構成員 ありがとうございます。これは、かつてのお話の中で出てきたのですが、歯科技工士が今の法律上でやっていいこと、できること、できないこともしっかり峻別する。そのほかに、業務拡大というのも含めて、歯科技工士の場合、歯科技工所だけとは限らず、診療所、病院勤務の方々も多くおられます。そういう中で、今、できない業務も含めて、今後、法改正もそのときには必要になるのかもしれませんが、これから歯科技工士を目指す人たちの選択肢が多く、広がることを目指すためにも、少しこういうことを、今一度、整理していただければと考えています。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。検討しようという御意見ですが、末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 末瀬です。今、森野構成員もおっしゃった業務拡大といったことも含めて歯科技工士の行う場所というのは、恐らく訪問診療等が入ってくるとは思いますけれども、チェアサイドの業務等についても検討することは非常に大事で、将来的にそういったこともあると思います。ただ、歯科技工士さんの現場の意見を聞くと、いやいや、そんな診療所へ行っている間にクラウンが何個できますとか、あるいは、そこへ行く交通費を誰が出すんだという議論もあるわけです。ですから、一方的に業務拡大だけを進めていくのではなくて現場の声というのが非常に大事だと思います。

もう1つ、もっと大事なのは括弧書きの必要な教育です。教育がないと、業務拡大と言っても、はっきり言って、今、診療所に歯科技工士さんが出ていろいろなことをやることを教育で全くやっていない。ましてや臨床実習というか臨地実習というか、そういう現場を見ることはほとんど教育の中でやられていない。やってはいけないのかもしれませんが。ですから、そういったことも含めて考えていかないといけない。

そうなってくると、もっと広い意味では今の2年制でいいのかどうかという議論にもなってきます。池田先生がおられますけれども、全技協というか、教育の現場でもそういったことも含めて考えていかないと、単に臨床現場だけでできる問題でもない。今後の検討課題としては是非、お願いしたいと思います。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございます。池田構成員、どうぞ。

○池田構成員 ありがとうございます。全技協の池田です。私、本年度から会長を拝命しておりますけれども、10 数年前から教育に携わってしまして、近々のお話で言いますと去年、令和 6 年に教育基本法が改正されて、2 年間のいわゆる養成教育、こちらは対効果単位制で単位になっているのですが、プラス 1 年あるいは 2 年の専攻科の教育が、いわゆる文科省の言うところの教育として認められていなかったのが認められたということ。末瀬先生が先ほどおっしゃったように、2 年間ではなかなか感染予防対策や臨地実習といったところができない可能性があるということで、単位制が認められているプラス 1 年あるいは 2 年でアドバンス教育を行い、それによってできる範囲を検討していただく方向性も、ひとつあるのではないかと考えています。以上です。

○赤川座長 分かりました。ということで、検討しようということによろしいですか。ほかに御意見はありませんか。ないようでしたら、検討するというところで進めます。その次です。3 つ目の論点は歯科技工所のあり方でいろいろな問題があるので、これを検討するというのですが、この論点について御意見を頂けますでしょうか。すなわち、歯科技工士の人材確保対策や歯科技工の業務の効率化を含めた業務形態、業務内容に応じた構造設備基準や歯科技工所間連携を含む歯科技工所のあり方等について検討することとしてはどうか。検討してもいいか、というお話です。御意見をお願いいたします。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 ありがとうございます。今、巷では、入れ歯を作る歯科技工士がいないといったお話を聞きます。大手の歯科技工所では仕事が多過ぎて受けられないという話もありますが、また、一方で、地方の歯科技工所に伺うと仕事がないといった話も聞きます。先ほど 10 万人当たりの歯科技工士数のグラフがあったと思いますが、あれを見ていただくと分かりますように、地域名は言いませんが何箇所か突出している所があるのです。そこは皆さんも御存じだと思いますが、大きな歯科技工所がある所なのです。そこに地域の人数割合よりもたくさんの歯科技工士がいるのはなぜかということ、他の地域から歯科補綴物の製作依頼が来て、納品する。そういう配送のシステムがあるというのが 1 つあります。

我々歯科技工士の場合は歯科医療機関と違って、その場にいらなくても製作できるということがあります。そうすると、最初に言いましたように仕事が本当に回らないぐらいたくさんある所もあれば、一方で、人口減少している所で 10 万人当たりの歯科技工士数が非常に多い所では仕事がない。そこで結局、値下げ競争が生じるということが考えられます。

今年度日本歯科技工士会は国の委託事業として、そういった所を解消できないかということで歯科技工所間のマッチングを検討し、今後、事業として進めていこうと考えています。その際に、例えば大きな歯科技工所、すなわち仕事がたくさんある所と歯科技工所間の連携をもっとやりやすい方法が何とかできないか。先ほどの説明でもありましたが、指示書の問題が 1 つあります。そこは法令上、そういうふうにしないといけないということですが、そこを何かやりやすくできるような工夫をして、例えば A 歯科技工所の受注が溢れているので、再委託を B の歯科技工所にお願いするか C の歯科技工所にお願いするか

は、歯科医師が指示書を発行する時点で分からないわけです。元請である A 歯科技工所が、ある程度采配できるように、事前に歯科医療機関側に連携している B・C の歯科技工所を報告する等して進めるとできるのかなと思います。そういうことをすることによって全国の補綴装置の需要に対して、全国の歯科技工所が平準化して受けることができないか。是非、そういうことも含めて議論していただきたいと思います。長くなりました。すみません。

○赤川座長 分かりました。ということでは、検討していい、という御意見ですね。

○松井専門委員 はい。

○赤川座長 分かりました。ほか、いかがですか。さきほど大規模の歯科技工所のお話がありました。陸構成員、どうぞ。

○陸構成員 陸と申します。よろしくお願いします。今、松井専門委員が言われたことの補足になるかもしれませんが、2040 年問題と言って、そこで年寄りが一番増えるということです。今から 15 年先ですけれども、今の歯科技工士の年齢構成を考えると、50 代、60 代が多く、15 年先にその人たちがどうなっているかも非常に心配なのです。その間にデジタルが進歩したり作業効率が上がったりして、もちろん効率が上がってくる部分はあると思いますけれども、15 年先にどうしても歯科技工士数は、高齢の歯科技工士さんが引退することを考えると欠乏してくるのが何となく予想できるのです。そうすれば先ほど松井さんも言われたように、下請業務と言ったら失礼ですが、そういう歯科技工所間のやり取りとか、仕事がなくなってきたからやめようかみたいな方も頑張ってください。そういうところも併せて乗り越えないと、今のままでいくと 15 年先は危なくなるのではないかという感じがするので、その辺の歯科技工所の連携は、これから非常に密にしておく必要があるという感じがします。

○赤川座長 分かりました。末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 今、松井専門委員、陸先生がおっしゃったことは現状ですね。現実的に今はこうなんだということをおっしゃっているので、これは非常に大事なことですけれども、最近、福岡の佐藤先生を中心に歯科技工所間の連携というか、これは検討会でしたか研究でしたか、科学研究で恐らくやっているのです。ですから、そういったことも是非、参考にさせていただきたいと思いますし、その前の構造設備基準については、以前、宮武先生を中心に、当時、歯科技工士会会長だった古橋先生も入っておられて、これを作ったというか、やったことがあるのです。当時、古橋先生は非常に厳しい方で、今も厳しいのですが、非常に厳しい内容を作られて、本当にこれでいいんですかと言ったら、これをやらないといけないんだということで決めたものがあるのです。

ただ、今、これだけデジタル、CAD/CAM が入ってくると中身も大分変わってきているので、是非、この検討会も引き続きやっていただいて、改正というか改善というか、どう言ったらいいか分かりませんが、是非、それをベースに変えていただくことは非常に大事だと思います。

○赤川座長 分かりました。ほか、いかがでしょうか。では、4 つ目の論点にいきたいと思います。4 つ目は歯科技工所の質の担保で、無届を含めてそれをどうするかという話ですが、この検討をすることに対しての御意見を頂けますでしょうか。検討をするとか、是非検討してほしいとか、いかがでしょうか。寺島構成員、どうぞ。

○寺島構成員 私が申すまでもないかもしれませんが、これは絶対に必要なものだと感じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤川座長 ありがとうございます。皆さん、きっとそういう御意見だろうと拝察いたしますが、それでは検討を進めるということで、皆さん、よろしいでしょうか。では進めさせていただきます。ありがとうございます。今度は2 つ目の内容に入りたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。スライドは56 ぐらいでしょうか。

○奥田補佐 ありがとうございます。事務局です。続きまして、「歯科技工士の必要数の推計(案)」ということで、資料を御説明します。歯科技工士の必要数に係るこれまでの検討状況ということで、過去の厚生労働科学研究、それから厚労省の検討会における検討状況をまとめているものです。これまで、需給推計のような形で出されたものはないような状況です。

このような中で、スライド 58 から論点を示しております。この論点の説明に移る前に、参考資料 3 で、タブレットあるいはお送りしている資料にあるように、参考資料 3 に「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」、第 1 回の資料 2 をお配りしていますが、歯科医師の必要数についても、この参考資料の中にありますように議論を開始したところで、こちらのほうも御参考いただければと存じます。資料の説明に戻りますが、スライド 58 の歯科技工士の必要数の考え方について(案)ということで、総論として、論点を 2 点示しています。

1 点目、今後、更に人口が減少する中で、歯科疾患構造の変化や CAD/CAM を用いた歯科技工等のデジタル技術の普及・活用の状況等も踏まえ、適切な歯科技工士数について、どう考えるか。2 点目、歯科技工士の必要数について、他職種の推計等も参考にしつつ、近年の歯科医療のニーズ・内容の変化等を踏まえ、適切な歯科技工士数の推計について供給、需要それぞれの観点で検討を行うこととしてはどうか。これら 2 点の論点を示しています。

続きまして、まず供給の観点ですが、供給推計の考え方の案として、歯科技工士の供給推計について、他の職種における供給推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか、ということで、緑の四角い囲みの中に、他の職種における供給推計で用いられている要素を示しています。

続きまして需要推計ですが、まず基本的な考え方として、他の職種における推計の考え方も参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。歯科技工所、診療所・病院勤務の歯科技工士を想定した具体的内容として、1 点目、他の職種における需要推計の考え方も参考にしつつ、どのような方法が考えられるか、ということで、四角い囲みの中に、他の職種における医療分野の需要推計の考え方の一部を抜粋しています。将来の医療需要、医要

需要あたりの職員数、このようなものが需要推計の要素として、他の職種では用いられているということを示しています。2 点目、歯科技工士の業務を踏まえ、歯科技工士の需要推計についてどのように考えるか。3 点目、将来の歯科医療需要を推計に用いる場合、歯科技工に関わる歯科医療の需要も含め、その歯科医療需要についてどのように考えるか。また、歯科医師の需給推計と同様に、以下の観点をどのように考えるか、ということで、四角い囲みの中に、とりまく状況の変化として考えられるものを挙げています。特に歯科技工士の場合は、CAD/CAM などデジタル技術を用いた歯科技工の拡大、新たな歯科材料の開発等、歯科技工が関連する歯科治療の内容の変化、このようなものを踏まえてどのように考えるかというところ。4 点目、歯科医療需要の推計に際しては、ナショナルデータベース、NDB 等も活用してはどうか。5 点目、歯科技工士の需要の推計について、実労働時間に幅を持たせた推計を行うこととしてはどうか。

続きまして、その他の分野として衛生行政報告例における従事先の施設類型である歯科技工士学校又は養成所、事業所その他、このような所に就業されている歯科技工士数についてどのように考えるかということで論点を示しています。事務局からは以上です。

○赤川座長 分かりました。それでは、今、示していただいたスライドの 58 から 62 でしょうか。その歯科技工士の必要数について、皆さんと議論をしていきたいと思いますが、まず必要数の議論に当たって人数をどう考えるかという供給の面と、業務がどうなっていくかという需要の面があったと思いますが、ちょっと 58 のスライドを出していただけますか。そういうことで、適切な歯科技工士数についてどう考えるかという①と、②は、その適切な歯科技工士数の推計について、ここに書いてあるように供給、需要それぞれの観点で検討を行うこととしてはどうかという提案です。この 2 つの点について、検討会としては検討を進めるということで、了解をまず頂けますかというところからいきます。いかがでしょうか。まずはよろしいでしょうか。では、検討を進めるということに同意を頂いたということで、続いて、59 のスライドを見せていただけますか。今度は、この供給推計という供給の側から考えるというところです。これについて皆さんの御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。供給推計と、そのあとで、今度は需要の推計が出てきますが、専門委員の大島先生、研究者として供給推計の考え方を御説明願えますか。ごめんなさい、急に振ってしまいました。

○大島専門委員 ありがとうございます。今、厚労科研で歯科専門職の需給推計を担当していますので、その関係でこの検討会に参画させていただいております。供給推計ですが、これまで私どもでは、コーホート変化率法という方法を用いた供給推計を行っています。今回もその方法に準じた方法で検討していければと思っています。御参考までに、数年ほど前に行った分析で、2026 年の歯科技工士数を 2 万 9,000 人ほどと推計しております。先日、2024 年の就業歯科技工士数が公表されましたが、その値が 3 万 1,700 人ほどだったかと思います。この数年の状況と同じトレンドでいけば、2026 年にはかなり近い数値になってくるかと思います。このため、推計方法としては決して間違っていない方法かと

思っていますので、これまでと同じ方法を取っていければと思っています。以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございます。この 59 に示されているいろいろな他職種についての要素ということで、ここにいっぱい書かれていますが、こういうことも全部加味されながら検討をされている、と理解していいですか。

○大島専門委員 御参考までに前回の推計方法では、歯科技工士国家試験合格者数、現役者率、就業者率などを含めて推計しています。このため、ここに記載されている内容とほぼ同じパラメータを使って推計をしていければと思っています。以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございます。そういうことなのですが、それをお聞きになって、また御意見があればどうぞ。では、松井専門委員。

○松井専門委員 ありがとうございます。この推計の仕方は、そもそもが歯科技工所で勤務する者、それから医療機関で勤務する者で、仕事の内容も変わってくると思います。その辺りはどう区別してやられるのかなと、ちょっと素朴な疑問なのですが。

○赤川座長 大島先生、その素朴な疑問にお答えください。

○大島専門委員 ありがとうございます。前回の方法では、歯科技工所勤務と診療所勤務とを分けた形では推計はしておりません。推計時に、これらの層別はしているのですが、最終的な結果としては丸めて数値を出しています。分けることも不可能ではないのですが、やはり就業歯科技工士数として丸めて求めたほうが、より正確な数値は出せるものと思っています。以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。

○松井専門委員 ちょっとデータに差が出そうな気がするなと感想として持ちました。

○赤川座長 どうぞ、もう一度、大島専門委員。

○大島専門委員 補足します。方法論として、就業場所、歯科技工所や診療所などで分けて推計するとは、精緻な推計をするという観点からは重要です。ただ、新規資格取得者に関しては、将来的な就業場所を分けられませんので、やはり全体の就業者数として算出したほうが、数値としてはより正確かと思っています。

○赤川座長 どうもありがとうございました。それでは、末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 先ほど、ちょっと大島先生がおっしゃった部分に関わるかと思いますが、いわゆるコホート変化率ですか、私も詳しくないのですが、以前、安藤先生、多分、大島先生も一緒にやられた研究で、須田先生の研究にもあったのですが、2026年に2万8,000人になる。そういう予測を立てられているのです。同じ研究方法で多分やられているのですが、でも今、2025年で3万1,000人、来年2万8,000人になるかということ、ちょっと違います。それが近いかどうかと言われると、いろいろな解釈の仕方があると思いますが、いわば2,000人～3,000人の差がある。今の歯科技工士にとっては、これは大きいです。1年に1,000人弱しか入ってこない中で、2,000人、3,000人という数は非常に大きな数字なので、もうちょっと精度を高くするというか、ちょっと考えないと、同じような研究方法でやると、またちょっとかい離してくるのではないかと思います。

私が冒頭で話をしましたが、渡辺先生と一緒にやらせていただいたときは、もっと大きな数字なのです。でも、5 万か 6 万ぐらいに歯科技工士はなるだろうという予測だったのですが、結果としてはそんなにはなっていないです。これは大分前の話ですから、これはかい離があつて然るべきなのですが、安藤先生がやられたのは、まだそんなに日が経っていない中で、2026 年に 2 万 8,000 人というのは、現状とちょっとかい離しているかなと思います。その辺のところを是非、研究される中で考慮していただきたいと思います。以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。大島専門委員、どうぞ。

○大島専門委員 白井先生が手を挙げられているようですが、よろしいですか。

○赤川座長 では、白井構成員からどうぞ。失礼しました。

○白井構成員 すみません。数の検討は悪くはないと思います。現実には数が足りていないと私は思っています。ただ、数が増えると薄まるといふか収入が減ると、単純にそうなってくると思います。だから、現状は足りていないけれども、数は自然に調整されている数だと思っています。要は収入が増えれば、数も増える。パイが大きくなれば、数も自然に増えてくるのではないかなと私は思います。以上です。

○赤川座長 それでは大島専門委員、どうぞ。

○大島専門委員 ありがとうございます。先ほどの末瀬先生からの御指摘の点に関して、まず、前回、厚労科研の研究班の中で、基本的には私のほうで全て推計をしております。先ほど触れましたが 2026 年の供給推計として 2 万 9,000 人前後、そういった数値を出しております。ここ最近の衛生行政報告例での公表値を見てみますと、2,000 人ぐらいのトレンドで減少傾向にありますので、恐らくこのまま進むと仮定した場合は、2026 年は 3 万人前後になるかと思います。ただ、あくまでも推計は今のトレンドが同じ状態で進んだらという仮定で推計をしていますので、確かに 1,000 人は大きいのですが、その辺りの誤差は御理解いただければと思っております。以上です。

○赤川座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、供給推計はそういうことで進めていただくということにいたします。一方で、今度はスライド 60～62 です。今度は、この需要の推計という話ですが、この需要の推計についての御意見を頂けますか。特に CAD の話と、ここにも強調されていますが、いかがでしょうか。笠井専門委員、どうぞ。

○笠井専門委員 今後、歯科界全体で予防が必要になってこられるということですが、予防の前にはその治療が必要なわけで、その治療に対する歯科技工が関わる範囲というものも非常に重要となっているわけですので、その中でも今までのアナログ技工では非常に負担が大きい。私も院内でデジタルとアナログと両方やっていますが、デジタルは非常に簡便で、かつスピーディに対応できるということで、保険診療においてもデジタルの範囲が増えて非常に対応しやすくなっているわけです。デンチャーにおいては、アナログがほぼ

ほぼ全てで、その中で今後の歯科の予防に向けての治療というところでの需要を考えたときに、どうしてもアナログでは負担が大きく、かつ歯科技工に対するイメージもアナログで、デンチャーですと非常にネガティブなイメージを持つ方も多くなっていますので、その辺も歯科技工のイメージとしてより働きやすさというところも考えて、デジタルを普及していったら、その需要に応えられる体制づくりというのは必要なのではないかなと思っています。是非、その新たな技術、デジタル範囲というのを保険診療においても拡大していただけると、より若い人にとっても働きやすくなるのかなと思っています。その辺りも需要の変化に御考慮いただきたいと思います。

○赤川座長 分かりました。そういうことも含めた需要の変化というか、需要の考え方ですね。ほかはいかがでしょうか。陸構成員、どうぞ。

○陸構成員 今、話されたことと重複するところがあるかもしれないのですが、昔、歯科医師に対して 0.33 人ぐらいのバランスがいいだろうということを、一時、聞いたことがあるのですが、それはどういう根拠があってそういうところが出ているのか分からないのですが、それを聞くと、大体、今はバランスがいいのかなと、そんな感じはするのですが、ちょっと根拠は分かりません。

今、言われたみたいに、特に歯科の業界は歯科技工のほうもそうですし、先生方も口腔内スキャナーが普及してきて、どんどん変わっています。今、大体このぐらいの人数でいいだろうという形でも、そういうデジタルが出て効率よくなったり、新しい機材が出てくることによって、こういうような効率化が図れたということになると、私はどんどん変わってくるような気がするのです。ですから、今、暫定的に、大島先生の話もありますし、何らかの形で暫定的にならして、それを例えば 5 年なら 5 年、3 年なら 3 年で定期的にアンケートを取るなどして、そのとき、そのときでちょっとリサーチをしながら進めていくという、逆にそれしかないのではないかなと。世の中も変わっていて、自分たちも手探りの状態で、今、決めても私はしょうがないのではないかと。ですから、暫定的に決めて、スタートしてみて、そしてそういう世の中の状況を見ながら、アンケートを取ったりして調整していくというのが、私はいいのではないかなという感じがします。

○赤川座長 どうもありがとうございます。そんなふうに加速度的に技術が変わるわけですね。AI というのもありますし、AI も今度は自律型の AI が出てくると、ものすごい生産性が上がる。そうなるという話もあると思います。そういうことも含めて、需要の推計をしていただきたいと思います。ほかに何か御意見はありませんか。森野構成員、どうぞ。

○森野構成員 いずれにしましても、よく出る話、歯科技工士が足りないと、不足している、そういうお話はよく出ます。現実的に入学者数等々を見ると、歯科技工士が減っているのは事実なのかなと思います。ただ、不足しているのかどうかというのが、果たして本当に不足しているのかというのが分からない。こういう中で、やはり需要と供給という意味では、しっかり今、陸先生がおっしゃったように、暫定的でも、近々に書き換えるにし

ても、一度はしっかり出すという検討を進めていただければと思います。以上です。

○赤川座長 分かりました。やはり、合意はそのあたりでしょうかね。ほかに御意見がないようでしたら、その次に進みたいと思いますが、よろしいですか。

では、今度は3つ目の内容に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。スライドは64からになりますか。「質の担保」というところです。大島先生、ごめんなさい、ちょっと見えなかったもので、どうぞ。

○大島専門委員 歯科技工士の需要推計に関して、現時点での方法の案を簡単に触れさせていただきます。歯科技工士の供給推計は先ほど申し上げましたとおり、先行研究に基づいてコーホート変化率法などで考えています。一方、歯科技工士の需要推計は、歯科医師の需要推計に準じた方法をとろうかと思っています。歯科医師が1人いたとして、その歯科医師1人のうち歯科技工関係の占める割合ということで、将来的に歯科技工士が何人必要なのかという考え方で推計をしていこうかと思っています。

先ほど議論の中に歯科医師1人に対して0.3人というお話があったかと思いますが、恐らく、それは歯科医師数と歯科技工士数の比率を出しているものかと思いますが、実際にも1対0.3のような関係になっているかと思いますが、考え方としてはそういった内容に近くなるかと思いますが、まだ、いろいろな方法は検討しているのですが、いずれにしても、歯科医師の需要推計に準じた方法で推計していこうかと思っております。以上です。

○赤川座長 末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 今、大島先生がおっしゃったこと、歯科医師と歯科技工士という関係、これはもちろん大事なことだと思います。でも、やはり大事なのは、歯科技工士さんの経営状況から見たら、歯科技工士さん1人に対して何軒の診療所を相手にするか。歯科技工士1人に対しての診療所の数、あれも3点幾つかでしたか、出ていたと思いますが、やはり経営という意味では、そちらから考えないと。診療所に対して歯科技工士が何人ではないと。それも大事ですが、歯科技工所さんの経営状況を考えると、いろいろな業務があるのですが、内容はあると思いますが、幾つぐらいの診療所をターゲットにすれば、経営が成り立つのか、そういった観点も非常に大事だと思います。これは結果が出ないと何も言えないのですが、先ほど松井先生がちょっとおっしゃっていたように、1日にデンチャーを幾つかしか作らない人と、CAD/CAMを使って1日に100個のクラウンを作る人では、数だけでは何とも言えない部分もあるのです。これは次の議論になってくるので、そこは言えない。とりあえずは、歯科技工士は何人必要なのかということを、私が最初に聞き出したのは、今の学校の状況なのです。今、1,000人ぐらいで学校はやっていますが、学校としては経営が非常に苦しい、みんな定員割れしているのです。でも、現実的には1年間に1,000人養成すればいいのですということになれば、学校の定員の数も考えていかないといけない。学校の数も考えていかないといけない。2,000人必要ですよということになれば、また、それはそれで考えないといけない。そういう観点から、やはり必要な人数も大事なので、ただ、業務がどうのこうのも然る事ながら、そういった歯科技工士学校の経営

という面も考えていかないといけないということで、初めは言い出したのですが。

○赤川座長 どうもありがとうございます。大島先生が手を挙げられましたか、どうぞ。

○大島専門委員 補足します。まず、基本的には、診療所ではなくて歯科医師の需要推計に準じた方法で歯科技工士の需要推計を行っていこうかと思っています。歯科医師の需要推計は、患者に対して歯科医師がどの程度必要か、そういった観点です。もちろん、経営や学校かという話も重要なのですが、やはり医療職の推計は患者をベースとしており、1人の患者にとってどれだけ必要か、そういった観点から推計していこうかと思っております。

○赤川座長 分かりました。末瀬構成員、いいですか。

○末瀬構成員 すみません、私ばかり。医師や歯科医師というのは、対患者、あるいは対病態、疾患、そういったものによって数というのは大きく変化するのです。ところが歯科技工士さんというのは、対歯科医師なのです。歯科医師からどれくらいの仕事量が。ひいては、欠損がどのくらい出てくるのか、あるいはう蝕がどうなのか、そこに行き着くところは行き着くのですが、私はやはりちょっと歯科医師や医師とのあれとは、少し違うかなというふうに思います。もちろん、疾病状況の変化との関係というのはあるとは思いますが、やはりターゲットは、先生から受注されないといけないわけですから、やはりその辺のところも加味していただきたいということで申し上げたのです。

○赤川座長 どうもありがとうございました。そういう観点、歯科医師からのオーダーがないと歯科技工士の仕事は成立しないのですから、その観点も踏まえてくださいということですが、大島先生、そんな観点も入りますか。

○大島専門委員 ありがとうございます。御指摘されましたのは非常に重要な点かと思います。ただ、診療所が歯科技工所にどれだけ委託しているかというデータとしては、公的統計では医療施設調査でしか把握できません。そういったデータをパラメータとして加えていくことは可能かと思いますので、併せて検討はしたいと思います。ただ、数値というところだけで見ると、かなり高い割合で歯科技工所に委託していますので、大きな変動は少ないのかと捉えております。以上です。

○赤川座長 分かりました。それから、62番目のスライド、その他の分野という所で、こういうところも考えられる、学校やその事業所、すなわち会社とかメーカーですね。非常に少ないのですが、こういうことも少しは考えるのかどうかということについての皆さんの御意見はいかがですか。あるいは、大島先生が今お考えになっている考え方。大島先生からどうぞ。

○大島専門委員 今のスライドで示されている点は、それぞれの就業場所ですね。就業場所別での需給推計という趣旨かと思いますが、まず前回、私が行っている推計方法は、需給推計の過程においては層別して推計はしているのですが、ただ最終的には丸めて就業者数全体として算出しています。理由は先ほど申し上げましたとおりです。

同様にそれぞれ分けていくということも不可能ではないのですが、ただ、精度としては

下がってくるかと思いますが、方向性としては就業者数全体として推計していくほうが適切であるかと捉えております。以上です。

○赤川座長 分かりました。ほかにこの点について御意見はありませんか。それでは進めていただいて、推計のデータを待っていようと思います。

それでは、3つ目の内容にいきたいと思います。スライドの64からでしょうか。まず、その説明を事務局からお願いいたします。

○奥田補佐 事務局でございます。それでは、スライド64から、歯科技工所の質の担保について御説明申し上げます。まず、歯科技工所につきましては、開設した者は、開設後10日以内に都道府県等に届け出る必要があります。ここから法令に関する内容が多いのですが、参考資料4-1、4-2のほうで、歯科技工士法、歯科技工士法施行規則を示しておりますので、必要に応じて御確認いただければと思います。歯科技工所については構造設備基準が省令上位置付けられております。更に、都道府県等は、業務として、構造設備の改善命令、あるいは必要な場合の立入りを行うことができます。

歯科技工所の開設届が必要な例としては、スライド67のように自治体等から一定数の照会が寄せられている状態です。歯科技工所の移転及び名義変更の場合には開設届け出を行う必要がありますが、認知状況について、知らないという回答が半分あるという調査結果があります。また、無届の歯科技工所への対策については、これまでその存在が指摘されてきている中で、この表の中にあるような対策について、周知あるいは対応依頼などを行ってきています。その中で、平成23年には、開設届出を受けた場合には開設届出に関する証明書を出して、必要に応じて歯科技工所が活用できるようになっておりますが、その提示状況を見ると、提示したことがあるというのが40%という状況です。

さらに、歯科医療機関側が届け出された歯科技工所であるかどうかを確認することができるよう、都道府県等において管理番号を付与した上でWebサイトへ掲載することについて、これまでお願いしてきています。厚労省のWebサイトにもリンクを掲載していますが、その掲載状況を見ると、「掲載済み」という所が多い状況です。

一方で、管理番号の付与の方法については、番号を付与している所が多いのですが、通知に示している例が例1、例2とあることから、それぞれ番号の付与ルール、そういったルールに沿っている所が半分半分ぐらいだったりとか、独自の番号を付与している自治体もあるという状況です。

歯科技工所が歯科技工物の委託を受けている歯科医療機関数ということで、歯科技工所1か所当たり委託を受けている歯科医療機関数の平均という所を見ると、「一人歯科技工所」は4か所、就業している歯科技工士が多い歯科技工所では、受託している歯科医療機関数が多くなっている状況です。また、都道府県外の歯科医療機関からも委託を受けている状況となっております。さらに、歯科技工指示書については、過去の省令改正において、患者や歯科技工所を識別することができるような観点で見直しが行われてきている状況です。

こういった現状を踏まえて、論点として、まず 1 点目が、届け出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与することとしてはどうか。2 点目が、歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書の記載事項について検討してはどうか。3 点目が、届出が行われた歯科技工所を適切に管理するために、どのような方策が考えられるか。以上の 3 点を論点としてお示ししております。事務局から以上でございます。

○赤川座長 どうもありがとうございました。ということなのですが、まずはスライドの 77 に示されたような論点の歯科技工士の質の担保という所で、この内容について、今、説明を頂いたのですが、この議論に入る前に、先ほどの資料に関して何か質問がありますか。末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 末瀬です。歯科技工士会として森野会長にお伺いしたいのですが、現状、いわゆる無届の歯科技工所は会員の中にはおられないのですか。

○森野構成員 いません。

○末瀬構成員 いない。

○森野構成員 はい。

○末瀬構成員 それは、はっきり言えるのですね。

○森野構成員 はい。

○末瀬構成員 分かりました。それと、もう 1 点、先ほどの管理番号等が出ていますが、今はまだ始まったばかりなのですが、歯科技工士会として管理番号を積極的に推進していくための方策は何かされているのですか。

○赤川座長 森野構成員、どうぞ。

○森野構成員 ありがとうございます。無届ということで、番号を付けてくださいということはかなり前からお願いしていたのですね。そういう意味で言うと、1 歯科技工所 1 番号というのを本来目指していたところなのですが、では、それが付いたところで何が変わるのかということだと思うのです。ただ、ここはお願いに当たるのですが、これを例えば先生方のほうでレセプトなりに記載、その以前に、言うなら歯科技工指示書にその番号を記載していただく。それを省令改正等でやっていただくことによって、以前から、ここにも出ていますように、証明書というののもやっていただいたことがあります。ただ、これは保健所から、本人が保健所に行って証明書を発出してもらうのですが、そこに関しても、歯科医師サイドから提示がない限りは持っていても余り意味がないことになってしまうのですね、これ。そういう意味では、これは我々も求めるところではあるのですが、ここが歯科医院サイドにも御協力というか、バックアップをしていただかないと進まない事業なのかなと考えております。

○赤川座長 末瀬構成員、どうぞ。

○末瀬構成員 いや、もちろん日歯としても、そういったことは会員に対してあれしますが、やはり森野先生、会員にそういうことを周知しなければいけません。私が聞くと、管

理番号を知らない会員もたくさんいるわけですよ。

○森野構成員 いや、それはいいと思います。

○末瀬構成員 いやいや、私が聞くと、知らないから管理番号を取っていない所もあるのですよ。だから、やはり、そこは、まず、歯科技工士会として、さっき何をされていますかというのを聞いたのは、そういうことはきちんと周知しているよという返事で私はいいのですが、それを歯科医師や診療所に、要求しないから、あるいは書かないから、求めないから管理番号を届けないというのはちょっと筋が違うと思うので、それは是非やっていただきたいというのが1点です。

もう1つは、これは厚労に聞きたいのですが、先ほど74ページのグラフもあるのですが、ここで都道府県によって番号が違うとか何かそのようなこともおっしゃっていましたが、これは何で違うのですか。これは厚労省としての管理番号を発出したのではないのですか。

○赤川座長 ちょっと待ってください。今これをするに当たっての質問というところなので、今からこの3つについていろいろな御意見を聞くときに、ちょうどいいところで、また御意見を頂きます。まず、歯科技工士の質の担保という所で議論をしてみたいと思います。

それで、まず、論点の1つ目ですが、確実に把握できるように届出番号を付与してはどうかということについての皆さんの御意見を頂きたいと思います。その次がこの②で、歯科技工指示書の記載事項という話になります。まず、この①の届出番号を付与することとしてはどうかということに対する御意見を頂きたいと思います。

○奥田補佐 事務局です。スライド74に関して、管理番号がばらばらなのはどういうことかという御質問について回答を申し上げます。管理番号の付与に関してはスライド71の資料に書いております令和5年12月11日付けの通知の中で、都道府県等に対して対応をお願いしているところです。この通知の前の所の記載を見ていただければと思いますが、ホームページ等への掲載事項の例という形でお示しをしております、あくまでもどのような番号を振るかというのは都道府県等で御判断くださいという形で御依頼させていただいておりますため、管理番号について都道府県ごとに異なる現状があるという状況です。事務局からは以上です。

○赤川座長 現状、このようなことなのです。小嶺課長、どうぞ。

○小嶺課長 事務局です。少し補足をさせていただきます。この通知を発出したときの状況として、各都道府県で既に各自治体が番号を振って管理をされている自治体も一定数ありました。また、番号を振っていないけれども台帳で管理をされていたりExcelの名簿を作って管理をされていたりと、都道府県ごとにそれぞれ違う方法で管理がなされていたのが状況としてあります。

それに対して、従来、先ほど森野構成員がおっしゃいましたが、歯科技工士会としては統一の番号でやってほしいという御要望を頂きながら、やはり自治体は自治体でそれぞれ

の事情で管理を続けてきたという背景があり、なかなか急に全部番号を振り直してくださいというのは難しかったという状況もあります。なので、国としては、できればこの資料で言う管理番号例 1、例 2 という形でやってくださいと。これも 2 パターン例を示してはいるのですが、この 2 パターンは方法を考えれば自治体名にするか番号にするかなどの置換えが可能な方法で 2 パターンをお示しをしています。ですが、すぐには難しいということで、とにかく番号を付けて管理をしてくださいということを、まずお願いをしていったということがあります。これより前の段階で、ずっと番号を振ってほしいということはお願いはしているのですが、自治体の事務なので、通知ベースで依頼してきたという状況があります。

○赤川座長 ということですね。

○末瀬構成員 いや、別にフォローを、責めているわけでもないのですが。私、さっき歯科技工士会がもっと管理番号を振るよにということを言ったのですが、その前提に無届はないとおっしゃったわけですね。

○森野構成員 会員の。

○末瀬構成員 会員、もちろん会員には無届が、1 万何千人おられる会員にはないということをおっしゃったわけでしょう。ということは、その会員は全部保健所に届けられているわけでしょう。何でそのときにこの番号を振らなかったのですか。各都道府県は、管理番号を。今までやってきたわけでしょう、管理番号。

○森野構成員 振っている所もある。

○末瀬構成員 所もあるというのはどういうことなのですか、それは。だから、都道府県の怠慢ではないのですか、振らなかったというのは。だから、今になっているのではありませんか。届けはしているわけでしょう。

○森野構成員 しています。ただ、それが保健所によって、いや、イの 1 で私の保健所は管理できていますと言われたら、それ以上は、いやいや、そういう番号ではなくて、こういう番号にしてくれとは言えないということだと思ふのですよ。

○末瀬構成員 よろしいですか。そこの都道府県単位でイの何番であるとか、A の何番とかで付けられていて、それを踏襲していこうということでしょう、これからも。だから、最初に届けられたときにその番号が全部振られているはずなのではないでしょうか。届けているわけだから。ではないのですか。

○森野構成員 それは都道府県によって違うのではないのでしょうか。管轄が都道府県なので。

○末瀬構成員 違う。だから、言っています。厚労ではなくて都道府県の怠慢でしょうと、番号を振らなかったのは。

○赤川座長 ちょっと待って下さい。柳澤構成員が手を挙げていらっしゃるので、その状況をお話ください。

○柳澤構成員 西多摩保健所の柳澤です。まず、番号の付与に関して、この通知が出て初

めてその番号を振るというお話が出てきたという認識をしています。そもそも歯科技工所の開設届を出していただくに当たっては、私どもに正本を出していただくのと併せて副本というものを歯科技工所にお渡しをしているはずなのです。つまり歯科技工所においては、その副本が開設の届けをきちんと出しているという証左になると私は認識をしております。なので、この番号を振ることの必要性は、まず、その副本を御確認いただければそれで済むのではないかと考えていたのですが、ただ、国で統一した、特に県をまたぐといった事例があるということで、統一した番号を振る必要性が出てきたという認識をしているところです。自治体の立場としては以上です。

○赤川座長 どうもありがとうございました。小嶺課長、補足をお願いします。

○小嶺課長 事務局から補足をさせていただきます。今の末瀬構成員と森野構成員のやり取りの中でちょっと気になったのが、番号は、自治体が届出を受けた歯科技工所に対して番号を振ることを今求めています。歯科技工所側は、別に歯科技工所が番号を振るわけではないので、何で振らなかったのかということを多分、歯科技工所側に言われてもちょっと困ってしまうのではないかなと思います。

○末瀬構成員 そのようには言っていないですよ。都道府県の怠慢でしょうと。

○小嶺課長 都道府県は、今の状況まででは管理番号を振らなければいけないというルールにはなっていないので、あくまで管理上必要と考える自治体は振っていた。だけど、そうではない所は番号ではなくて歯科技工所名と住所と連絡先などが分かって、きちんとそれを台帳で管理していれば歯科技工所の管理はできますという自治体は、それで管理をしていたということなので、それは自治体の怠慢とかいうことではなくて、そういうルールになっていなかった。なので、今回、そうやって運用してきましたが、無届が出ないように何年も掛けていろいろ働き掛けはしてきたものの、現状でもあると言われている中で、確実に届出を行う歯科技工所が確認できるようにするためには、やはり番号を振ることで医療機関側が確実に歯科技工所の番号を確認できるという体制を作るために、省令の改正を含めて議論をしなければいけないのではないかとということで、今回、初めてそういう議論をさせていただいているので、今までやっていないことが自治体の怠慢では決していないので、そこを御理解いただければと思います。

○末瀬構成員 よく分かりました。ということは、やっていなかった所もあるということです。番号を振っていなかった県もあったということです。これから、その都道府県に番号を振りなさいということを厚労から指導されているわけですね。

○赤川座長 いや、指導はまだできていないから、こういうことをしたい、と言われているのですよね。

○小嶺課長 事務局です。令和5年に出した歯科保健課長通知は、あくまで依頼として通知をお願いをされていて、できるだけ振ってくださいというお願いであって、法律や省令で定められているものではないので、あくまでお願いベースです。これをお願いベースから法令のルールに決めましょうかと、決めることでいいですかという議論を今日しようとし

ている状況です。

○末瀬構成員 ちょっと先に行ってしまった。申し訳ありません。

○赤川座長 ということで、それをきちんとすることによって、歯科医師、歯科医院も安心して歯科技工所を選定できると。歯科技工所も安心して堂々とできるという話なので、皆さん、ご理解をどうかよろしくお願いします。

というところで、届出番号を付与することとしてはどうかということについては、皆さん十分納得していただけたと思います。寺島構成員、どうぞ。

○寺島構成員 単なるプリントミスというか、文言の取り違いかもしれないのですが、管理番号とずっと書いているのですが、この論点の①の所だけ届出番号になっているのですが、これは。

○赤川座長 これは、事務局どうぞ。

○小嶺課長 事務局です。これは今までの通知で管理番号と言っていたのですが、今後どういう表現になるかは、これから法令を考えていく中で最終的に決まっていきますので、この言い方は、もしかしたらどちらも変わるかもしれないですし、どちらかになっていくかもしれないですしということで、これは今後、精査をしていきます。

○赤川座長 ということで、ここでは番号を付与するということを皆さんで OK ということにしていただければと思います。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 ありがとうございます。松井です。私も番号を付けることに賛成ということで、まず、では、この無届の歯科技工士がどれぐらいいるかという実態がちょっと分からないわけですが、昨年か一昨年に長野県で歯科技工所が火事になったという事があり、我々が調査したところ、そこは無届でした。その件で、長野の保健所に電話を掛けた際に、いや、これもっといるかもしれないから調べてほしいというと、やはり 2 件ほど出てきました。また、ほかの県においても、やはり 2、3 件あったとかいうようなことがありますので、ここは非常に大事な所だと思います。

先ほど、小峰先生でしたか、もう今、退席されていて、言われていたと思いますが、我々は PL 法というものがなくて、物ではないですが、一応、作っているけれども、それに対する責任は最終的に歯科医師にあるわけですね。そういうことを考えると、その管理をしっかりしていかないといけないことも踏まえると、しっかり番号を付けて、それをどこの歯科技工所が作ったのだということが後から確認できるようなシステムが非常に重要だと思いますので、これは 1 と 2 両方に関わることですが、番号の付与は進めるべきだと思います。以上です。

○赤川座長 分かりました。というところで、小畑構成員、どうぞ。

○小畑構成員 小畑です。ちょっと 1 点だけ確認をさせていただきたいのですが、番号を付与するというのはすごく賛成しているのですが、これはどなたが付与する形で考えられているのでしょうか。都道府県なのか厚生労働省、国なのかという所をお聞かせいただきたいと思います。

○赤川座長 事務局、どうぞお願いします。

○奥田補佐 ありがとうございます。開設届出を受けるのが都道府県等になってまいりますので、都道府県等が付与することを想定はしております。

○赤川座長 小畑構成員、ということでよろしいですか。

○小畑構成員 はい、ありがとうございます。

○赤川座長 ほかは、いかがですか。大丈夫ですか。では、①のほうは番号を付与するということで、その名称は今後、変わるかも分かりませんが、番号を付与するということで皆さんの了解を頂きました。

今度は、次の2つ目の論点です。歯科技工指示書の記載事項についても、その届出が確認できるように検討したいということですが、それについての御意見をお願いいたします。多分、皆さん、さっきの議論でいいのではないかと思います。いかがですか。松井専門委員、どうぞ。

○松井専門委員 松井です。先ほどの話に関連しますが、番号を付けたけれども、指示書に書かなければ別に何も変わらないわけで、指示書に書かないといけないというルールにしない限りは、無届の歯科技工所も、別に番号は必要ないわけですから受注できるわけです。そういう意味で、洗い出しをする意味でもこの番号をせっかく付けたわけですから、指示書に記載を求めるという形のほうが合理的かとは思いますが。

○赤川座長 そんなふうにすると思いますが。ほかはよろしいですか。今度は3つ目です。「そのほか」という所で、届出が行われた歯科技工所を適切に管理するために、どんな方策が考えられるかということで、何かお考えがありましたら御意見をお願いします。

○松井専門委員 度々すみません。これに関しては、実は、日本歯科技工士会のほうでは、国に多くの予算を頂きまして、毎年、都道府県5県とか6県ぐらい、「情報提供推新事業」をやらせていただいております。その中で、関係法令について、周知をするように努めてはいるのですが、先ほど、例えば歯科技工所開設届、移転とかした場合に、届出をしないといけないかと尋ねたら、知らないというのが半分近くあったということから見ても分かるように、やはり、関係法令について御存じないことが非常に多いということが非常に多いという実態があります。

歯科技工所には、当然、開設者、管理者というのがありますが、その管理者に対するいろいろな啓発事業が全く行われていないという実態もありますので、ちょうど「情報提供推新事業」も、今年度で全国一巡するという機会もありますので、可能であれば、それを管理者講習という形で、関係法令とか、そういったことの周知。この検討会で言えば、この前の広告のガイドラインもです。そういったことも周知する機会として、「管理者講習」を活用しながらやっていただくのが非常にいいのではないかと思います。以上です。

○赤川座長 これは管理者の練習をしろ、ということですね。

○松井専門委員 そうです。

○赤川座長 分かりました。ほかはいかがですか。

○末瀬構成員 2 番に戻ってよろしいですか。

○赤川座長 どうぞ。

○末瀬構成員 この文章では、歯科医師が届出の行われた歯科技工所であることを確認できるように、誰が歯科技工指示書にそれを明記するのですか。歯科技工所はそれぞれ独自の歯科技工指示書を作成して、取引先の歯科医院に配布していることが多いですね。

○奥田補佐 事務局です。歯科技工指示書について、当然、歯科医師が指示する場合に、①の論点にあるように、届出番号も含めて、その歯科技工指示書について記載するということも考えられるのではないかとということで、このような論点をお示ししております。

○末瀬構成員 要は確認しないといけないということで分かりましたが、先ほどの構造設備基準にも関わるかもしれませんが、歯科技工指示書というのは、いわば医師で言う処方せんに相当するものです。したがって、やはり、これは電子指示書といったことも併せて、この中で検討していただきたい。そうすることによって、番号というのがもっとクリアに出てくるのではないかと思いますので、是非、お願いします。

○末瀬構成員 要は確認しないといけないということで分かりましたが、先ほどの構造設備基準にも関わるかもしれませんが、歯科技工指示書というのは、いわば医師で言う処方せんに相当するものです。したがって、やはり、これは電子指示書といったことも併せて、この中で検討していただきたい。そうすることによって、番号というのがもっとクリアに出てくるのではないかと思いますので、是非、お願いします。

○赤川座長 分かりました。そういう、電子という話は大変重要です。そうとなると、野崎専門委員に、電子化について御意見をお聞きしたいと思います。

○野崎専門委員 都道府県や、そういうお話が出てきて、いろいろな国のガバメントクラウドとか、デジタル上、そういう大きな話と、あとドメスティックな話はどうやって進めていくかというときに、各省庁、各都道府県で付番をしていくということですが、最終的に電子歯科技工所を発行する場合に、全国ユニークな ID を多分付けなければいけなくて、そうすると、OID とか、そういったものを付けていく。その歯科技工物とか、そういったことに関しても、おっしゃったように、歯科医師的に責任が、発信した、オーダーしたドクターに付くということになりますと、その人の ID がいるようになってきてということで、連鎖的に自分が自分であることを証明する。そして、診療所も自分の診療所であることを証明する。そして、歯科技工所もそれを証明するという、認証機能的なものが必要になって、医科では、HPKI とか、そういったものがやられているし、施設に関しても、そういったことをやろうという動きがある。

更に、施設全体、例えば、大きな病診連携だったら、病院ということを一人一人が認証カードを持つのは大変だから、範囲を広めて持ったらどうかという提案も、医療情報学会からしていたりするという意味で、今後はそういったところの体系を、今、FHIR とかそういう標準化をいろいろ進めていまして、患者さんの紹介状を電子化するというのも始めていますが、それと動きを一緒にして、電子処方せん、そして、電子歯科技工指示書と

いうものが作られていけばと考えているということで、どこまで言っていえば分かりませんが、フォローをお願いできたら幸いです。

○赤川座長 というようなところもしっかり考えてみるということですね。よろしいですか。ほかに御意見はありますか。柳澤構成員、職権による廃止とかについて、何か事例とか御意見がありましたらお願いします。

○柳澤構成員 ありがとうございます。これは私ども東京都の事例ということになります。先ほど無届の歯科技工所が入口だとすると、今度は逆に出口の部分は、歯科技工士さんが亡くなったにもかかわらず廃止届が出ないので、いわゆるゴースト歯科技工所みたいな形で、残存してしまうという事例が多々あるのではないかと考えています。

東京都の場合では、これは昭和 45 年まで遡るのですが、当時の私どもの部長通知で、こういった事案に対して、ないことを確認した場合は確認廃止を行うということで、これは歯科技工所に限らず、全医療機関に対して行っているものです。年に 1 回程度、まとめてという形になるのですが、郵便物の返送状況を確認して、実際に私どもが現地に赴いて、本当にその場所に何もなくなっている等の確認をして、廃止をして、台帳のほうに印をしていくということをやっています。ただ、これはあくまで私ども東京都のローカルルールのようなものですが、こういったやり方がある程度奏功しているということもあるかと思えますので、是非、国のほうでも御検討いただければと思います。以上です。

○赤川座長 なるほど。分かりました。大変ありがとうございました。ほかに御意見はいかがですか。

○松井専門委員 松井です。先ほどの歯科技工所の廃止に関しては、日本歯科技工士会さんのほうでは、毎年、開設届の調査を行っておりまして、その中でも、各県の歯科技工士会のほうで調査をお願いしているのですが、実態は廃業しているが、台帳には載っているので、それは一応そのまま開設している歯科技工所として管理されているという実態がかなりあります。

先ほどちょっとお話した情報提供推進事業は、日本各県でやってきたのですが、開催案内するのに、台帳に基づいて案内を出しますと、1 割ぐらいいはあて先不明で返ってきます。ということは、多分、1 割ぐらいいは存在していないのかなということが 1 つです。

あと、御承知のように、個人の歯科技工士が多いですから、御自宅でやられている場合、その方が亡くなられていても親族の方が住まわっていたりとか、そういったケースで郵送物が届くわけです。そういうことも含めると、またそれなりの数の廃業していることも考えられます。それは最初の調査の議論でもありましたが、そういったところも踏まえてやるには、保健所の方がやっていただければ一番いいとは思いますが、逆に、地域にも歯科技工士会がありますので、そういう所はかなり把握しておりますから、調査に予算付けして、そこから調査をしていただくと、割とうまく情報が精査できるかと、今お聞きして思いました。以上です。

○赤川座長 どちらにしても、自分たちも平成の最初のときの厚労科研で、対象の歯科技

工所の選定を県のホームページから行い、質問票を郵送しましたが、かなり返ってきてびっくりした経験があります。ですから、これはどうしてもきちんと整理をしないと、国民に対する情報提供という面でも大変大事かと思っています。

○末瀬構成員 歯科技工所が廃止された届出が出ていないというケースがたくさんあるということですが、歯科技工所は必ず歯科医院がどこかターゲットがあるわけです。やはり、歯科医院も、そういったところをきちんと知らせてあげる。知らせてあげるというのは、どこに知らせるのかということになるわけですが、保健所なり、歯科技工士会が受け皿になっていただくのだったら、歯科技工士会に届けるか。我々歯科医師、医院側も協力しないと駄目だと思うのです。一番手っ取り早いところかなと思います。

○赤川座長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はありますか。

○白井構成員 広島県の歯科技工士会で、名簿をかなり精査したのです。材料屋さんとかにもお願いして、名簿は作って、広島市には提出させてもらいました。それを使われるかどうかは分からないのですが、柳澤構成員が東京でやられていたように、行政のほうがかれたほうがいいのですが、歯科技工士会のほうがかなりつかんでいるとは思いますが、協力してやったらいいのではないかと考えています。以上です。

○赤川座長 分かりました。ありがとうございました。先ほどのお話し、広島市あるいは広島県ですか。

○白井構成員 広島県内をやって、地方は少ないですから、割と早くできるのです。広島市がかなり時間が掛かったのです。やはり、大きいと時間が掛かるということです。県内でやりました。

○赤川座長 分かりました。ほかに御意見はいかがですか。ないようでしたら、今日、予定していた内容は以上です。積極的な御意見を頂いてありがとうございました。構成員の方から、何かほかに御意見等ありますか。今日まだ発言を頂いていない濱田構成員、御意見か感想か、何か一言お願いできますか。

○濱田構成員 濱田です。私から申し上げられることは、冒頭の「今後の進め方」で発言できればよかったのですが、私自身歯科医院内で歯科技工士として勤務しておりまして、その中でのチェアサイドにおける業務についてですが、今後検討をしていただけるということで、大変有り難いと感じております。やはり、日常業務をする上で、チェアサイドで立ち会う機会は比較的多いのですが、その中で感じるのは、見ているだけ、与えられるだけの情報と、実際に触れられる方々が得られる情報の量というのは大きく異なると思いますので、そこをこれからの検討会の中で歯科技工士の可能性が拡大すれば良いなと感じております。以上です。

○赤川座長 なるほど。ありがとうございました。ほかはよろしいですか。

○森野構成員 御報告という形になるかと思いますが、昨今、歯科技工士が足りないとか、時給が安くてなり手がいないというニュース、テレビ番組がかなり連発して出た経緯があります。まず、一番大きかったのは、6月の初めにYahoo!ニュースで、時給600円みたい

なニュースが取り上げられました。それに対して、日本歯科技工士会、全国歯科技工士教育協議会、日本歯科技工所協会の3団体の連名で、この放送をした毎日放送、MBS ニュースのほうに申し入れをして、先ほどの資料の中にもあったのですが、入学者数が減っているとは言えるものの、今年、1,000 人を越えたのです。そういう良い傾向になっている中で、このニュースが出て、現実には、各歯科技工士学校のオープンキャンパスへの同年同月の申し込みが激減したそうです。

意図は分かるのです。歯科技工士さんは大変という現状をお知らせしようと思った内容ということですが、現実には、これが悪い方向に、ネガティブキャンペーンみたいな方向にいつてしまうのを、我々歯科技工業界自身は望んでおりませんので、そういうことで、申し入れをした。先方からはその回答として削除したということで、お詫びの文面も届いておりますが、一応、そういう形で歯科技工業界自体は動いてきたという御報告という形で、よろしく願いいたします。

○赤川座長 どうもありがとうございます。それに関して、池田構成員から、全技協の会長ということで、何か返信が来たということですか。

○池田構成員 森野会長、MBS からの返信についてよろしいですか。

○森野構成員 はい。

○池田構成員 先ほど森野会長からもありましたが、日本歯科技工士会と、今回は全国歯科技工士教育協議会と一般社団法人の日本歯科技工所協会の3者で、報道があった直後から、日本歯科技工士会様のほうに声掛けいただいて、何回か協議を重ねた上で、つい先日、報道局に対する申し入れを行って、その回答が得られて、こちらは訂正のコメントもあると聞いていますが、間違いはないですか。訂正文も報道される予定。

○松井専門委員 削除とお詫びと、そういったところまでの考えが至らなかったというような謝罪は受けております。

○池田構成員 回答を受けたということです。多分、恐らく、来年も再来年も、こういったことは少なからずあるかと思いますが、良い見本というか、形に残ったということで認識はしております。今後、もし同様のことがあれば、同様の対応をしていきたいと考えております。

ちなみに、オープンキャンパスの件ですが、私どもも4年制大学ですが、去年に比べると半減しました。各養成校の先生方のお声を聞いていますが、去年に比べて減少していると。報道が出て以降、6月、7月が減少しているというような声は頂いております。以上です。

○赤川座長 分かりました。この謝罪文というか、返信によると、一番最後のほうに、「全く本意ではありませんので、ウェブ上に掲載した記事については、削除の対応をいたしました。」ということで、これは一応削除されたのですね。

でも、Yahoo!ニュースの最後のほうだけを見ますと、この歯科技工士の問題をちゃんと社会に訴えたいということだったのですが、途中の内容はとてもひどく、びっくりしたよ

うなものでした。抗議をされた関係者の皆様、大変御苦勞さまでした。ほかに御意見はありませんか。ないようでしたら、今日は本当にいろいろな御意見を頂きまして、ありがとうございました。今日の論点の所は賛成を頂いたということで、検討を進めていきますが、例えば、歯科技工士の必要数については、その課程を置くとか数値化することも必要になってくるかと思いますが、今日、議論の中では数値化は難しいケースもあるとは思いますが、可能なもの、難しいもの、その辺を区分けしながら、また進められるのではないかと考えております。事務局から、最後に何か連絡事項がありましたらどうぞ。

○菅原補佐 本日は御議論いただきありがとうございました。次回日程につきましては、事務局から追って御連絡させていただきます。以上です。

○赤川座長 ということで、今日の検討会は、これで閉会とさせていただきます。どうか熱中症にならないで、お帰りいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。